

(1)

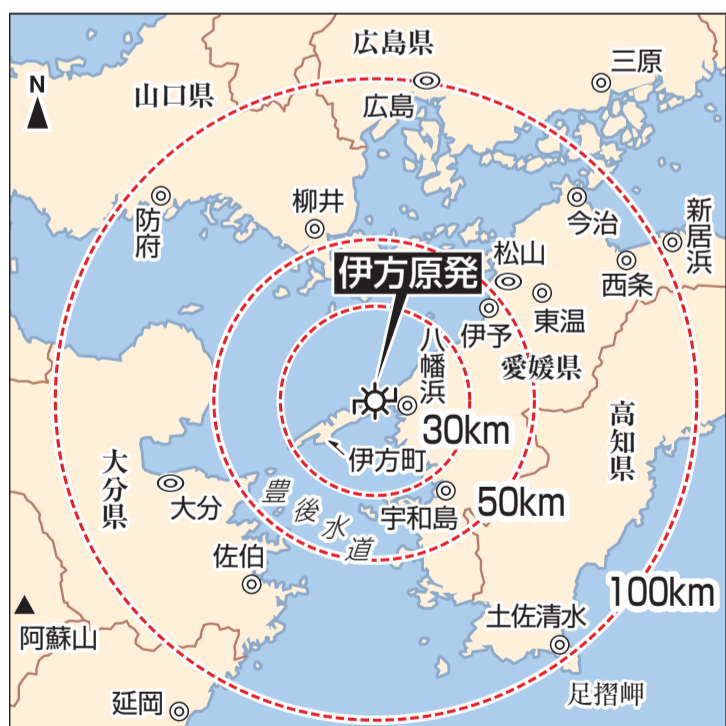
# 伊方3号運転容認

## 大分地裁

# 住民の請求棄却



大分地裁が四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを認めず「不当判決」を訴える弁護士ら  
7日午後 大分市



他地域の訴訟では広島高裁が17、20の両年、住民側が判決前の暫定的な運転差し止めを求めた仮処分申請を認め、決定をしたが、いずれも異議審で覆された。広島高裁は23年にも同様の申請を「具体的危険が証明されたとはいえない」と退けており、原発運転を容認する司法判断が大分地裁の本訴でも示されたことは、伊方原発運用だけではなく、国の原子力エネルギー政策にも影響を及ぼしそうだ。

大分地裁では16年に住民らが提訴して27回の口頭弁論が開かれ、23年6月

四国電力伊方原発3号機(伊方町)で大量の放射性物質が放出される事故が起きれば生命や生活が侵害されるとして、大分県の住民が運転差し止めを求めた訴訟の判決が7日、大分地裁であり、武智舞子裁判長は住民側の請求を棄却した。2011年の東京電力福島第1原発事故を契機とした伊方原発に関する同種訴訟は松山など3地裁・支部で審理中で、判決は初めて。

原告側は、福島事故のような過酷事故があれば多数の人が避難生活を余儀なくされ、45、150キロ先の大分県でも甚大な被害が発生すると指摘。九州でカルデラ噴火があれば伊方原発に到達する可能性があるとしている。四電側は、運転期間中に破局的噴火が起こる可能性は「十分小さい」との見解を示していた。

松山地裁の訴訟は24年6月に結審し、判決は24年度内の見通し。3号機は23年2月から実施していた定期検査を終え、6月に通常運転を再開している。

愛媛新聞 ONLINE 有料ニュースサービス デジタルプラン 「きょうの愛媛」はデジタルで

月額 ¥1,980

記事をリアルタイム配信  
独自コンテンツが充実 ●スポーツ速報 ●受験情報 ●子育て応援  
アプリ全面リニューアル

愛媛新聞社デジタル報道部  
E-mail: media.info@ehime-np.co.jp TEL: 089 (935) 2253